

Q&A(かしわざき三園めぐりツアー助成金)

R6(2024).3.6現在

	質問	回答
Q1	<p>「加算要件 市内飲食店(宿泊施設以外)で2食以上 1,500円/人」は、柏崎花火大会の日でも変更無しということで間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ぎおん柏崎まつり海の花火大会(以下「花火大会」という。)により助成額が1/2となるのは、選択要件に係る助成額のみです。 ただし、次の質問(Q2)に係る部分について御注意ください。</p>
Q2	<p>要件を満たすための市内飲食店でのご飯は店舗での食事のみで、市内飲食店や柏崎花火大会主催者提供の弁当は対象にはならないでしょうか。 また食事と認められる金額に規定はありますか。</p>	<p>市内飲食店での食事を対象としているため、花火大会会場での弁当は対象となりません。花火大会関連については、大会会場だけではなく、他の観光施設や飲食店もめぐるツアーを組んでいただくことを期待しています。 また、1食あたり金額の規定はありませんが、通常のツアーで想定される食事から著しく下回る設定(軽食等)の場合は、対象として認められないことがあります。その場合は、あらかじめ御相談ください。</p>
Q3	<p>広報費用助成の留意点の「四半期ごと」とは1~3月、4~6月、7~9月、10~12月ごとに1回ということで間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、この助成金の対象期間が5~11月(三園が12月以降冬季休園)であるため、実質「5~6月」、「7~9月」、「10~11月」でそれぞれ1回となります。 また、三園のうち貞観園については、6月開園となりますので御注意ください。</p>
Q4	<p>広報費用助成の留意点の「広報に要した経費を証するもの」について、冊子タイプのパンフレットの中で1ページや1/2ページを使い広報した場合、印刷代や制作費を費用として申請できるでしょうか。 該当ツアーのみを掲載したチラシ等、費用が明確なもののみが対象でしょうか。</p>	<p>助成金該当ツアーの有無によらず発行される冊子やパンフレットの広報費用については、助成金の対象となりません。 該当ツアーの集客のために臨時的に行う広報であれば、複数のツアー情報が掲載してあっても対象となりますが、その掲載数で広報費用を按分した額が助成対象となります。</p>
Q5	<p>助成金対象のツアーを複数企画する場合、計画書を1つにまとめることは可能でしょうか。</p>	<p>同一行程の場合、1つの計画書にまとめることが可能ですが、以下の点に御留意ください。 ・ 5本以上のツアーをまとめる場合、予算配分枠を助成金予定額(申請額)の2~4割程度に留めることがあります。この場合、他社のツアー実績や当実行委員会予算の執行状況によって、予算配分枠を適宜増額することが可能となります。この予算管理のため、適宜集客状況をお聞きしますので、その際は御協力ください。 ・ 計画書に記載された全てのツアーの終了(又は中止)後に実績報告を提出していただき、その後に助成金を入金することになります。</p>